平成２３年（フ）第７１３号
兵庫県尼崎市塚口町６丁目24番地の３　宝マンション306号
債務者　大田美佐恵
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７４３号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目28番15号　越智マンション
債務者　出口　昭雄
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２１４号
佐賀県鳥栖市儀徳町3208番地
債務者　室園　　惠
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７１号
佐賀県唐津市鏡1983番地　パナハイツ鏡Ｂ―101号
債務者　岩本　洋美
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第６５１号
神戸市東灘区向洋町中５丁目１番地　522号棟412号室
債務者　柴山　博文
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０２６号
神戸市北区藤原台中町２丁目13番８―203号、従前の住所神戸市北区有野中町４丁目16番20号　エル・フラット神戸北302
債務者　米村　妙子（旧姓錦戸）
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０５８号
神戸市須磨区妙法寺字津江田929番地の５
債務者　大久保幸枝
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１０８号
名古屋市北区元志賀町２丁目６番地　塚田荘202号
債務者　天川建築こと　天川　義貞
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５７号
青森県青森市浪岡大字北中野字天王176番地１
債務者　山内　美世
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１５９号
青森県弘前市大字藤代１丁目10番地２
債務者　對馬　裕子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１６１号
青森県弘前市大字城東５丁目22番地４
債務者　高瀬　義弘
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１３４号
青森県八戸市長者１丁目２番26号　セジュール長者Ｂ102号、前住所青森県八戸市大字河原木字売場23番地２　サクラコーポ高館８
債務者　長尾　　恵（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第２９９号
佐賀市東与賀町大字下古賀882番地１
債務者　井原　良彦
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６２号
青森県黒石市大字袋字富田16番地
債務者　工藤　勝行
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第２２３号
神奈川県横須賀市汐入町３丁目58番地　仁科アパート２Ｆ
債務者　蛭田　浩治
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２４１号
神奈川県三浦郡葉山町一色1750番地の１　葉山エコーハイツ314号
債務者　石井　歌織
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１０４号
青森県五所川原市大字羽野木沢字隈無17番地３
債務者　奈良　孝幸
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係